

わたしは 第31話 架空FX取引詐欺

ダマサレナイ!!

●監修
渡邊 千穂
(わたなべ・ちほ)
国民生活センター/
消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



海外FX取引に見せかけ、預けたお金を騙し取られる被害が増えています

外国為替証拠金取引（FX取引）は、少ない資金でその何倍もの取引ができますが、その分、為替相場が予想と反対の方向に振れた場合には、大きな損失が出ることもあります。最近、このFX取引に見せかけて、必ず成功するようにうたった自動売買ソフトを販売したり、証拠金を海外の業者の口座に送金させ、取引を行ったように見せかけて騙し取るなどの手口が増えています。

ポイント1

FX取引の仕組み

FX取引とは、証拠金（保証金）を業者に差し入れ、差し入れた証拠金の何倍もの額（日本では証拠金の25倍が上限）の外国通貨の取引を行うものです。取引終了の際は、取引開始時と反対の取引（例えば、円をドルに換えた場合にはドルを円に換える）を行い、その差額を損益として清算します（差金決済）。例えば100万円の証拠金を差し入れ、10倍の倍率を設定した場合、1,000万円分の外国通貨を買うことができます。このとき、1ドル100円なら、10万ドルを購入でき、1ドル105円の時に取引を終了すると50万円の利益になります。1ドル95円のとときに取引を終了すると50万円の損失が発生します。このようにFX取引では、元手となる証拠金よりも大きな金額の取引ができますが、為替相場の変動等によっては差し入れた証拠金以上の多額の損失が短期間のうちに出してしまう可能性があります。

FX取引を取り扱う業者は金融商品取引



法に基づいて金融商品取引業の登録をする
必要があります。海外の業者が日本の居住
者と取引をする場合も登録が必要です。ま
た登録業者には、顧客から依頼がない限り
勧誘を行ってはならないなどの厳しい規制
が設けられています。

ポイント2

**手口は、二セ自動売買ソフト販売と海外
無登録業者との取引への誘導**

FX取引では、めまぐるしく変化する為
替相場の中で売り時・買い時の判断が難し
いことに加え、資金決済の仕組みも複雑で
す。このため、「最適なタイミングで売買
できます」とうたう自動売買ソフトの販売
が詐欺の手口として多用されています。

今回の事例では、FX取引はおろか、一
度も投資をした経験のない被害者が、難し
い取引はソフトに任せればよいと、ハイリ
ターンであることばかりを強調する販売業
者のセールストークを信用し、資産を増や
したいとの思いから、よく考えないままプ
ログラムソフトを購入してしまいました。

ソフト自体は簡単に操作できるので、な
んとなく自分でも取引ができるような気持
ちになり、指示されるまま証拠金を海外の
業者の口座に送金してしまいます。

ポイント3

**取引が成功しているように見えている
が出金はできない…**

高額な証拠金を預けて取引がスタート。
パソコンの画面上では順調に利益が出てい
るように見えますが、いざ出金をしようと
しても、業者はこうした取引の知識のない
被害者にはもっともらしく聞こえる理由を
つけて出金に応じしてくれません。また、ソ
フトの販売業者に連絡をしても「ソフトを



この物語はフィクションです

販売しただけでそこまでは分かりません」と言われるばかり。
次第にどちらの業者とも連絡が取れなくなり、画面へのアクセスもできなくなります。そのとき初めてすべてが見せかけで、詐欺だと気がつくのです。

ポイント4

仕組みが理解できない取引はきっぱり断る

今回の事例では、購入した自動売買ソフトの購入は電話勧誘による契約のため、消費者契約法のほか特定商品取引法(特商法)が適用され、クーリング・オフ、不実告知による取消が可能ではあるものの、海外のFX取引業者ともども実態は不明で、連絡が取れなくなるとお金を取り戻すことは困難です。

こうした被害に遭わないためには、業者の登録の有無はもちろん、業者に関する情報を集め、信頼できる業者であるかどうかを確認しましょう。また仕組みが理解できない取引には手を出さないことです。

なお、金融商品取引業者の登録一覧や、海外所在の無登録業者(金融庁が警告を行った者)については金融庁のホームページで公表されています。

困った場合は速やかに地元の消費生活センターに相談しましょう。

【詳しい情報や相談】

● 国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140619_1.html(20140619)

● 関東財務局

http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp032000222.html